

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月4日 14時15分ごろ
発生場所	愛媛県松山市小館場島南西方沖 三ツ石灯台から真方位082° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 02.0′ 東経132° 35.9′)
事故の概要	プレジャーボートまきなみは、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート まきなみ、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	291-41748広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	舵軸に曲損、舵軸を固定する板に折損、舵板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小館場島の南方沖から同島の周囲を反時計回りに移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長は、操舵ハンドルの前の椅子に腰を掛けて操船し、約10km/hの対地速力で小館場島南西方沖を南進していたところ、強い振動を感じ、浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げたと思い、機関を中立運転として船体の確認等を行った。</p> <p>船長は、同乗者に怪我がなく、船底区画を見て浸水がなかったので、帰航しようと増速して操舵を行ったところ、右舵が効かないことに気づき、帰航を断念してボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に電話連絡を行った後、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、海上保安官に紹介された業者の船により広島県広島市佐伯区の棧橋までえい航された。</p> <p>船長は、小館場島の付近を航行した経験がなく、また、本船のGPSプロッター兼魚群探知機の画面のGPSプロッター画像（以下「GPSプロッター画像」という。）には水深が表示されていなかったが、過去に遊漁船の釣り客として同島付近を訪れた際に同船の船長から付近の水深について聞いた記憶から、同島の周囲の水深が、浅いところでも数十mあると思っていた。</p> <p>本件浅所は、本事故発生場所の南西方約50mにある高さ0mの水上岩から周囲に拡張していた。</p>

	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.3mであった。</p>
分析	<p>本船は、南進中、GPSプロッター画像に水深が表示されていない状態で、船長が、過去に遊漁船の釣り客として付近を訪れた際の記憶を基に、浅い場所でも数十mの水深があると思い、本件浅所に向かって航行を続けたことから、本件浅所に気付かずにより揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、南進中、GPSプロッター画像に水深が表示されていない状態で、船長が、過去に遊漁船の釣り客として付近を訪れた際の記憶を基に、浅い場所でも数十mの水深があると思い、本件浅所に向かって航行を続けたため、本件浅所に気付かずにより揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本事故後、出航する際には、携帯電話の画面上に海域の水深がわかるアプリケーションソフトウェアを表示させることにより、航行海域の水深を確認することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行する海域の水路調査を事前に行い、水深等を確認すること。</li> <li>・ 船長は、水路調査を行う場合は、海域の詳細の水深が確認できる海図、GPSプロッター又は同等の機能を有するソフトウェアを使用して行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行海域の水深を、曖昧な記憶に基づいて判断しないこと。</li> </ul>